

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第117号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第33条第1項各号列記以外の部分中「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

第38条第3項中「納税室納税推進課長」の右に「若しくは徴収担当課長」を加える。

第41条第3項中「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

第43条の2第4項ただし書中「第1項第8号」を「第1項第6号の入城料若しくは観覧料（指定代理納付者から払込みを受けたものに限る。）」、同項第8号」に改める。

第46条第1項中「作成し、これを部局に送付しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第55条第1項後段中「とき」の右に「又は口座振替の方法により領収をするとき」を加える。

第59条を次のように改める。

第59条 削除

第67条第2項前段中「ときは、」の右に「速やかに残余の資金、資金前渡出納簿及び関係書類を」を加え、「は、第17条に規定する出納員の引継ぎの例により引継ぎを受けなければ」を「に引き継がなければ」に改め、同条第3項中「その旨を文書により支出命令者及び会計管理者に報告しなければ」を「引継ぎに係る資金前渡の精算の際、精算書に当該引継ぎを受けた旨を記載しなければ」に改め、同条第4項を削る。

第113条第2項中「で入場券等」の右に「（電磁的記録によるものを除く。）」を加える。

別表第2 1第23号を次のように改める。

(23) 産業観光局農林振興室農林企画課長

別表第4中「第6号 産業観光局農林振興室農業振興整備課長」を「第6号 産業観光局農林振興室農林企画課長」に改める。

第13号様式4備考1中「及び」を「の使用料並びに」に改め、「使用料」の右に「及

び手数料」を加え，同様式6備考中「使用料」の右に「及び手数料」を加える。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

(会計室)